



Q 人手不足が続く中、人材開発支援助成金を活用して生産性の向上と従業員の職場定着促進を図りたいと考えています。人材開発支援

助成金を活用するに当たって留意することはありますか。

A 人材開発支援助成金は、事業主が従業員に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



教育訓練機関等からの返金の提案にはご留意を

人材開発支援助成金に 教育訓練機関に対して、訓練経費の助成を受けるためには、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が教育訓練機関等から、実全て負担していること」が要件になっています。また一部について、今般、教育訓練機関等と申請事業主との間で業務委託契約を締結することにより、教育訓練機関等から申請事業主に対して入金が行われ、実質的に訓練経費の返金が疑われる事案が確認されました。実質的に返金が行われている場合は、全ての経費を負担しているとは、いえないため、訓練経費の取り扱いを次の通り明確化しました。

▼教育訓練機関に対して訓練経費の支払いが完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が教育訓練機関等から、実施済みの訓練経費の全部が要件になっています。また一部について、負担額の実質的な減額とならざることを確認し、場合や受ける予定がある場合は、助成金の支給対象経費には該当しません。教育訓練機関等から、訓練を行うための負担軽減に係る提案があった場合は、ご留意ください。

制度に関する詳細は、鳥取労働局職業安定部訓練課にお問い合わせください。

鳥取労働局職業安定部訓練課
電話 0857 (88) 2777